

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日提出

提出者	栃木市議会議員	梅 澤 米 満
同	同	古 沢 ちい子
賛成者	同	大 谷 好 一
同	同	茂 呂 健 市
同	同	氏 家 晃
同	同	平 池 紘 士
同	同	広 瀬 義 明

栃木市条例第 号

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木市議会委員会条例（平成 22 年栃木市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「9 人」を「8 人」に改め、同項第 2 号中「9 人」を「8 人」に改め、同項第 3 号中「8 人」を「7 人」に改め、同項第 4 号中「8 人」を「7 人」に、「建設水道部及び都市整備部」を「建設部、都市整備部及び上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 4 号の改正規定（「建設水道部及び都市整備部」を「建設部、都市整備部及び上下水道局」に改める部分に限る。）は、同年 4 月 1 日から施行する。

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

平成 30 年度において本市の組織機構の一部再編が実施されること及び議員定数を削減することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

常任委員会の委員の定数及び所管の部名を改めること。(第 2 条関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議員案第4号

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例

現	行
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)	
第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。	
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	
(1) 総務常任委員会 <u>9人</u>	
総合政策部、総務部、財務部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項	
他の常任委員会の所管に属しない事項	
(2) 民生常任委員会 <u>9人</u>	
生活環境部、保健福祉部及びこども未来部の所管に属する事項	
(3) 産業教育常任委員会 <u>8人</u>	
産業振興部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項	
(4) 建設常任委員会 <u>8人</u>	
<u>建設水道部及び都市整備部</u> の所管に属する事項	

改 正 案

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 8人

総合政策部、総務部、財務部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項

他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 民生常任委員会 8人

生活環境部、保健福祉部及びこども未来部の所管に属する事項

(3) 産業教育常任委員会 7人

産業振興部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設常任委員会 7人

建設部、都市整備部及び上下水道局の所管に属する事項